ロシ

第9章

ロシア

内国民待遇

廃車税の導入

ロシア政府は、2012 年 9 月、WTO 加盟(2012 年 8 月 22 日)に伴い自動車輸入関税を削減する一方で、

「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し自 動車に対する廃車税(リサイクル税)を導入、2013 年 10 月に廃車税の改正法を採択し、2014 年 1 月 1 日付で施行された。改正法の下では、①ロシア国内 生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸 入車に対する免税制度、③免税要件であるローカル コンテント要求が廃止され、内外差別的要素は基本 的に是正された。他方、輸入中古車とロシア国産車 との間で税率が大きく異なり、また、ロシア中古車 には、新車の際に廃車税が課されていれば中古車と して販売される場合に追加的な廃車税は課せられ ない点は、依然是正されていない。中古車に対する 高額の税負担は、例えばある特定国からは専ら中古 車を輸入している場合等には、当該国に対する事実 上の差別として最恵国待遇ないし内国民待遇違反 の疑いが生じる可能性がある。我が国としては引き 続き、改正法及び関連の実施規則の施行・運用状況 を注視し、必要に応じて WTO 協定に整合的な運用を 求めて働きかけを行っていく。

詳細は 2017 年版不公正貿易報告書 149-150 頁参 照。

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2019 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は7.1%であるが、乗用車(最高 20%)、家具(最高17.5%)、衣料品(最高 17.5%)、玩具(最高15%)、ゴム製品(最高 15%)等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2019 年時点の非農産品の単純平均実行税率は6.1%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク (第Ⅱ部第 5 章 1.(1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

2014 年 5 月 29 日に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国はユーラシア経済共同体宣言 (the Declaration of the Eurasian Economic Integration) に合意し、ユーラシア経済同盟協定 (Treaty of the Eurasian Economic Union) を締結した。その後、同年 12 月 30 日にはアルメニアが、2015 年 5 月21 日にはキルギスがそれぞれ加盟し、5 カ国の加盟となっている。ユーラシア経済同盟 (EAEU ; Eurasian

Economic Union)の対外共通関税はロシアの譲許税率が基準とされているため、EAEU 加盟に伴い譲許税率が引き上がる品目について、GATT 第 28 条の補償交渉が行われている。2018 年 1 月 1 日にユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

輸出税を巡る措置

丸太輸出税

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国(全世界の丸太輸出量の約 33%を占める)であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%(又は15 ユーロ/m³のいずれか高い額)で据え置かれた。

2012 年 8 月ロシアが WTO に加盟し、ヨーロッ

パトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの 丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、 輸出割当枠が設定された。たとえば、枠内では、ヨ ーロッパアカマツについては 15%に、ヨーロッパ トウヒとヨーロッパモミについては 13%に引き下 げられた一方、輸出割当超過分については税率を 80% (ただし 55.2 ユーロ/ m^3 を下回らない) に引き上げられた。

一方で、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は 25%で維持されていたが、2017 年 12 月にロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400 万 m³ の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を6.5%に引き下げる一方、枠外の輸出税を2019 年以降段階的に引き上げる(2019 年は40%、2020 年は60%、2021 年は80%)ことを決定した。

また、2019 年 10 月より枠内の輸出税を 13%に 引き上げた。

2020 年 9 月には、プーチン大統領が、2022 年 1 月から丸太及び粗く加工された木材の輸出を禁止すると発言した。

<懸念点>

輸出枠内の丸太輸出については輸出税が引き下 げられたが、枠外の輸出についてはロシアが独自 に決定した税率に大幅に引き上げられ(エゾマツ、 トドマツ、カラマツについては 2021 年には 80%ま で引き上げる予定)、実質的な輸出禁止措置に近い 効果を持っている。また、エゾマツ、トドマツ、 カラマツについて、輸出枠内の税率の適用には、 加工木材の輸出額が総輸出額に占める割合が一定 以上(2018年20%、2019年25%、2020年30%、 2021年35%に段階的に引き上げられる)の企業であ ることが必要とされているほか、先述のとおり、プ ーチン大統領が 2022 年 1 月から丸太及び粗く加 工された木材の輸出を禁止する旨発言したことか ら、今後のロシア国内での丸太の輸出禁止措置の 動向を注視しつつ、必要に応じてマルチ、バイな どの場を通じて改善を働きかけていく。